

令和 7 年度
盛岡市土砂災害ハザードマップ作成業務委託
特記仕様書

第 1 章 総 則

(適用)

第 1 条 本仕様書は、盛岡市が発注する「盛岡市土砂災害ハザードマップ作成業務委託」(以下「本業務」という。)に適用する。本業務を実施するにあたり受注者が順守する事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るものとする。

(目的)

第 2 条 本業務は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)に基づき、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」、避難所、その他土砂災害に関連する情報を記載した土砂災害ハザードマップを作成することにより、危険性の周知と防災啓発を行うとともに土砂災害対策の推進を行い、土砂災害による被害の軽減を目的とする。

(業務範囲)

第 3 条 本業務は、令和 6 年度に新たに指定された「土砂災害(特別)警戒区域」を含む地域(旧玉山村地域)を実施範囲とする。

(準拠する関係法令等)

第 4 条 本業務は、本仕様書のほか、以下の関係法令、規定・規則等に準拠し行うものとする。

- (1) 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)(平成 12 年法律第 57 号)
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)
- (4) 砂防法(明治 30 年法律第 29 号)
- (5) 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)
- (6) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)
- (7) ガイドライン等
 - ア 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン(令和 2 年 10 月 国土交通省)
 - イ 土砂災害警戒避難ガイドライン(平成 27 年 4 月改訂 国土交通省砂防部)
 - ウ 水害ハザードマップ作成の手引き(令和 5 年 国土交通省)
 - エ 避難情報に関するガイドライン(令和 3 年 5 月改訂 内閣府(防災担当))
- (8) 岩手県地域防災計画

- (9) 盛岡市地域防災計画
- (10) その他関係法令、諸規則、通達等

(事業者の要件)

第5条 本業務は、下記の要件を満たすこととする。

- (1) 岩手県内において本店または支店・営業所を有すること。
- (2) 測量法第55条に基づく測量業者として国に登録していること。

(配置予定技術者等の要件)

第6条 以下の要件を満たす技術者が監督する環境において作業を行うこと。

- (1) 測量法第50条（測量士となる資格）、第51条（測量士補となる資格）に規定された技術者である「測量士」及び「測量士補」の資格を保有すること。
- (2) 日本測量協会が認定する地理空間情報専門技術者 GIS 1 級、または、地理情報システム学会 GIS 資格認定協会が認定する GIS 上級技術者の資格を保有すること。

(情報セキュリティー等)

第7条 本業務で知り得た事項について、受注者はいかなる理由があっても委託者の承認なしに他に漏らしてはならない。また、本業務を担当する部署等において、情報セキュリティー及び品質管理等の観点から、以下の認証を取得していることを条件とする。

- (1) 日本工業標準調査会「品質マネジメントシステム」による認証（ISO9001）
- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「P マーク」による認証（JIS Q 15001）

(提出書類)

第8条 受注者は、作業の実施に先立ち、以下の作業計画に関する書類等を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 管理技術者経歴書
- (3) 担当技術者経歴書
- (4) 業務工程表
- (5) 作業実施計画書
- (6) 前条に掲げる認証取得を証明する書類の写し
- (7) その他に委託者が必要とする書類

(権利の帰属等)

第9条 本業務の成果品は全て委託者に帰属し、受注者は委託者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

(疑義)

第 10 条 本仕様書及び法令等に明示なき事項、または作業過程において疑義を生じた事項については、受注者はその経緯を記録簿に記載し、都度協議するものとする。

(検査)

第 11 条 受注者は必要に応じて委託者の検査を受けるものとする。なお、全工程完了後、その成果について委託者の検査を受け、誤り、不備、不明箇所等が発見された場合は直ちに訂正を行うものとする。また、委託者が必要と認めた場合は、適時、中間検査を受けるものとする。

(完了)

第 12 条 検査に合格後、本特記仕様書に指定された成果品一式を納入し、委託者の検査員の検査をもって完了とする。

(納期および納入場所)

第 13 条 本業務の納期及び納入場所は、以下のとおりとする。

- (1) 納入期限：令和 8 年 2 月 27 日(金)
- (2) 納入場所：盛岡市河川課

第 2 章 業務内容

(計画準備)

第 14 条 本業務の実施にあたり、受注者は、業務の目的、業務内容、履行期間等をふまえて、業務の実施方法や手順を定めた作業実施計画書を作成し、委託者の承認を得るものとする。

(打合せ協議)

第 15 条 打合せ協議は、作業着手時、中間（2 回）、納品時の 4 回を基本とするが、校正作業の状況によってはこの限りではない。

(照査)

第 16 条 本業務において主要な業務の段階ごとに照査を行い、協議事項・修正事項等を反映しているか確認を行う。

(資料収集・整理)

第 17 条 委託者は、本業務に必要な以下の資料を借用書と引き換えに受注者に貸与するものとする。受注者は、破損、紛失、盗難等の事故の無いようにその資料を管理し、業務完了後は速やかに返却するものとする。

- (1) 土砂災害（特別）警戒区域：Shapefile形式
- (2) 避難所・避難場所一覧：Shapefile形式
- (3) 裏面『土砂災害に備えて』の原稿データ(PDF、パワーポイント)
- (4) その他必要な資料

[盛岡市土砂災害ハザードマップの作成]

(土砂災害ハザードマップ原稿案の作成)

第 18 条 ハザードマップは、表面（地図面）・裏面（啓発面）の二面構成とするが、裏面については既存データを使用するため、本業務では表面のみ作成する。

受注者は、委託者より提供される土砂災害警戒区域等を基に、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を最新の地形図上に図示し、下表を参考に、避難所、その他必要な情報を配置したハザードマップの素案を作成する。

背景図は、国土地理院発行のベクトル形式の地図データを使用することとし、航空写真は使用しない。この時、必要が生じた複製承認申請は受注者が行うものとする。縮尺は家屋形状が確認できるよう 1/2,500～1/10,000 程度とすること。

作成にあたっては、文字の色やサイズを高齢者等に配慮し、利用者にわかりやすいデザインやレイアウトとなるように、原稿案を委託者と協議の上検討する。

項目	内容
土砂災害警戒区域	岩手県が指定している区域を黄色で図示するとともに、災害の種類、箇所名称、箇所番号を記載。
土砂災害特別警戒区域	岩手県が指定している内容を赤色で図示
水害浸水想定区域	岩手県が指定している内容を浸水に応じた色で図示
避難所	盛岡市で指定している避難所の位置を図示するとともに所在地住所・電話番号を記載。
防災関連施設	市役所、消防署・分署
河川・水路	市内に存在している河川・水路を水色で図示する。ランドマークになりうるものに関しては、名称も表示する。
地図情報	市境、区境、町名、鉄道、主要道路（県道以上）、都市公園を強調して表示。ランドマークになりうるものに関しては、名称も表示する。
その他の情報	方角、作製主体、作製年月、凡例

(校正)

第 19 条 校正は 2 回以上とする。ただし、委託者が再度の校正が必要と判断した場合は、委託者の指示により、必要な校正を受けなければならない。その際は、受注者が負担するも

のとする。

(土砂災害ハザードマップの原稿データの作成)

第 20 条 第 18 条、第 19 条で作成した土砂災害ハザードマップの最終原稿を基に、原稿データを作成する。作成した原稿データは、図郭ごとに PDF データとして出力し、委託者が提供する『土砂災害に備えて』と結合させ、2 枚 1 セットで完成とする。この時、パソコンやスマートフォン、タブレットで拡大表示した際にも文字が潰れず鮮明に閲覧でき、かつ、円滑なダウンロード表示が可能なデータ容量によって作成するものとする。

- (1) 規格 A3 判両面
- (2) 図郭数 7 図郭程度（令和 6 年度に新たに指定された「土砂災害（特別）警戒区域」が含まれる地域のみ作成する）
- (3) 形式 PDF 形式、その他協議により指定された形式
- (4) 解像度 図面が明瞭に印刷できる値（解像度 200dpi 以上）
- (5) 色数 フルカラー4 色刷

[業務成果のとりまとめ]

(業務報告書の作成)

第 21 条 本業務で収集した資料について、出典根拠を明確に記載した報告書として取りまとめるものとする。また、今後の防災関連の調査・計画やマップの更新等に際して活用できるよう、作成したハザードマップの技術的事項等についても整理し、記載すること。

第 4 章 成 果 品

(成果品)

第 22 条 本業務における成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 盛岡市土砂災害ハザードマップ原稿データ（PDF） 1 式
※PDF データは印刷用であり、納品後に発注者が加工・編集するものではない。
- (2) 盛岡市土砂災害ハザードマップ（印刷物※見本用） 各 1 部
- (3) 業務報告書（製本） 2 部
- (4) 業務報告書（PDF、EXCEL 形式等） 1 式
- (5) その他委託者で提出を求めるもの 1 式

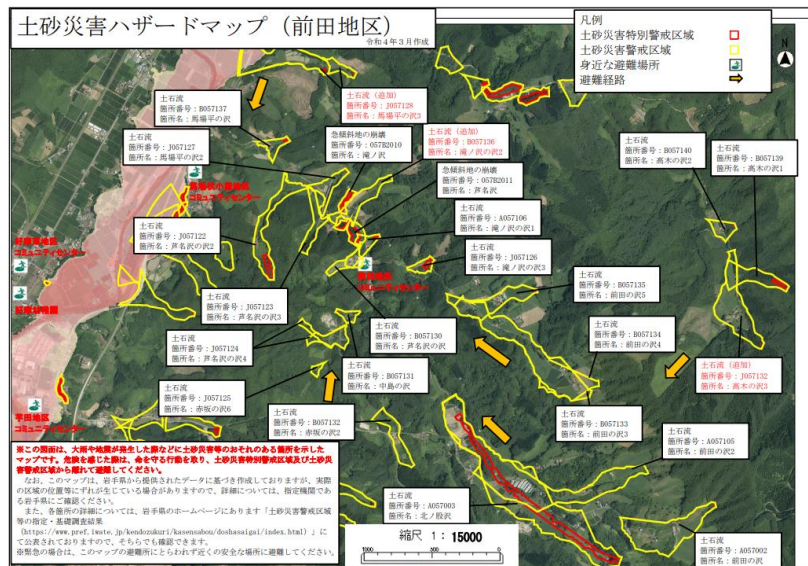


【別表】意見照会箇所一覧表（盛岡市）

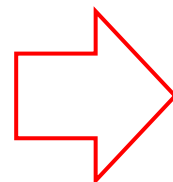
No.	自然現象の種類	箇所番号	箇所名	所在地	特別警戒区域の有無	調査年度	備考
1	急傾斜地の崩壊	307BN012	前田	盛岡市玉山馬場字前田	有	R5	新規
2	急傾斜地の崩壊	307BN013	松内A	盛岡市松内字松内	有	R5	新規
3	急傾斜地の崩壊	307BN019-1	滝ノ沢A	盛岡市玉山馬場字滝の沢	有	R5	新規
4	急傾斜地の崩壊	307BN019-2	中島	盛岡市玉山馬場字中島	有	R5	新規
5	急傾斜地の崩壊	307BN025-2	中島A	盛岡市玉山馬場字中島	有	R5	新規
6	急傾斜地の崩壊	307BN028	赤坂A	盛岡市玉山馬場字赤坂	有	R5	新規
7	急傾斜地の崩壊	307BN034	状小屋	盛岡市玉山馬場字状小屋	有	R5	新規
8	急傾斜地の崩壊	307BN047	糠森	盛岡市上田字糠森	有	R5	新規
9	急傾斜地の崩壊	307BN055	小田沢	盛岡市玉山字小田沢	有	R5	新規
10	急傾斜地の崩壊	307BN058	小田沢A	盛岡市玉山字小田沢	有	R5	新規
11	急傾斜地の崩壊	307BN071	畑井沢	盛岡市玉山字畑井沢	有	R5	新規
12	急傾斜地の崩壊	307BN074	笹平	盛岡市門前寺字笹平	有	R5	新規
13	急傾斜地の崩壊	307BN075	越戸	盛岡市門前寺字越戸	有	R5	新規
14	急傾斜地の崩壊	307BN076	越戸A	盛岡市門前寺字越戸	有	R5	新規
15	急傾斜地の崩壊	307BN082	日影	盛岡市玉山字日影	有	R5	新規
16	急傾斜地の崩壊	307BN084	一笠	盛岡市玉山字一笠	有	R5	新規
17	急傾斜地の崩壊	307BN086-1	小田沢B	盛岡市玉山字小田沢	有	R5	新規
18	急傾斜地の崩壊	307BN086-2	館	盛岡市玉山字館	有	R5	新規
19	急傾斜地の崩壊	307BN087	小田沢C	盛岡市玉山字小田沢	有	R5	新規
20	急傾斜地の崩壊	307BN088	鰯の沢	盛岡市玉山字鰯の沢	有	R5	新規
21	急傾斜地の崩壊	307BN090	城内	盛岡市玉山字城内	有	R5	新規
22	急傾斜地の崩壊	307BN093	鰯の沢A	盛岡市玉山字鰯の沢	有	R5	新規
23	急傾斜地の崩壊	307BN094	和田	盛岡市玉山字和田	有	R5	新規
24	急傾斜地の崩壊	307BN095	才の沢	盛岡市玉山字才の沢	有	R5	新規
25	急傾斜地の崩壊	307BN096	高久保	盛岡市玉山字高久保	有	R5	新規
26	急傾斜地の崩壊	307BN098	宇峠	盛岡市玉山字宇峠	有	R5	新規
27	急傾斜地の崩壊	307BN101-2	時館	盛岡市玉山字時館	有	R5	新規
28	急傾斜地の崩壊	307BN101-3	時館A	盛岡市玉山字時館	有	R5	新規
29	急傾斜地の崩壊	307BN103	小田沢D	盛岡市玉山字小田沢	有	R5	新規
30	急傾斜地の崩壊	307BN104	中ノ又A	盛岡市玉山字中ノ又	有	R5	新規
31	急傾斜地の崩壊	307BN105	大平	盛岡市玉山字大平	有	R5	新規
32	急傾斜地の崩壊	307BN107-1	糠森A	盛岡市玉山字糠森	有	R5	新規
33	急傾斜地の崩壊	307BN107-2	糠森B	盛岡市玉山字糠森	有	R5	新規
34	急傾斜地の崩壊	307BN107-3	川久保	盛岡市玉山字川久保	有	R5	新規
35	急傾斜地の崩壊	307BN111	山谷A	盛岡市玉山字山谷	有	R5	新規
36	急傾斜地の崩壊	307BN117	祝の沢	盛岡市玉山字祝の沢	有	R5	新規
37	急傾斜地の崩壊	307BN118	小森A	盛岡市玉山字小森	有	R5	新規
38	急傾斜地の崩壊	077A0008	高松(4)	盛岡市高松四丁目	有	R5	解除・再指定
39	急傾斜地の崩壊	077A1007	高松四丁目	盛岡市高松四丁目	有	R5	解除・再指定
40	急傾斜地の崩壊	076A0013	繫(4)	盛岡市繫字塗沢、湯ノ館	有	R5	解除・再指定
41	急傾斜地の崩壊	076A0010	繫(1)	盛岡市繫字湯ノ館	有	R5	解除・再指定
42	土石流	A077002	土大葛の沢(1)	盛岡市浅岸字土大葛	有	R5	解除・再指定
43	土石流	A077003	大馬ヶ洞の沢	盛岡市浅岸字土大葛	有	R5	解除・再指定
44	土石流	A078002	天狗岩の沢(1)	盛岡市築川第7地割	有	R5	解除・再指定
45	土石流	A078003	天狗岩の沢(2)	盛岡市築川第7地割	有	R5	解除・再指定
46	土石流	A077005	中道の沢	盛岡市浅岸字堰根	有	R5	解除・再指定
	急傾斜地の崩壊		41箇所				
	土石流		5箇所				
	合 計		46箇所				

37箇所

作業内容の補足



現在盛岡市で公開しているマップ（一部）



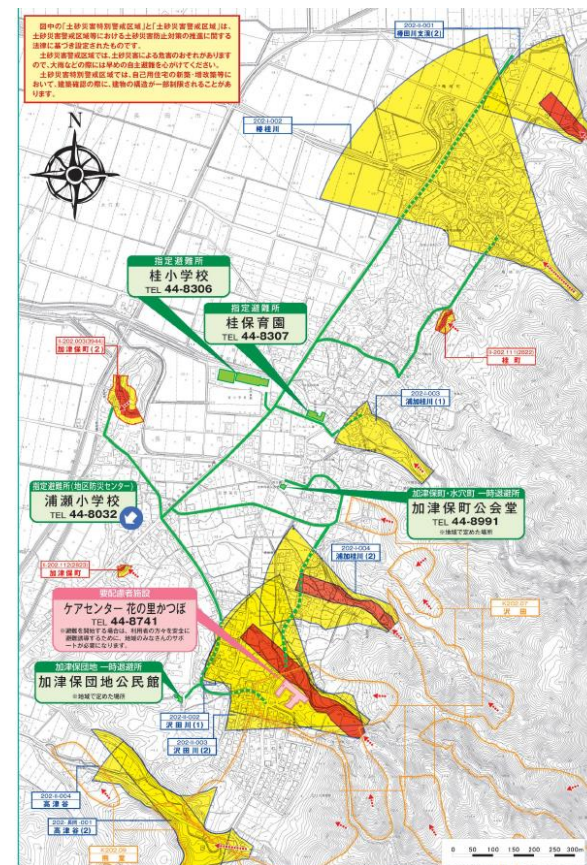
【R3～現在 公開しているハザードマップ】

当課職員により作成されたもの。

【GIS】土砂災害警戒区域、浸水想定区域、避難所

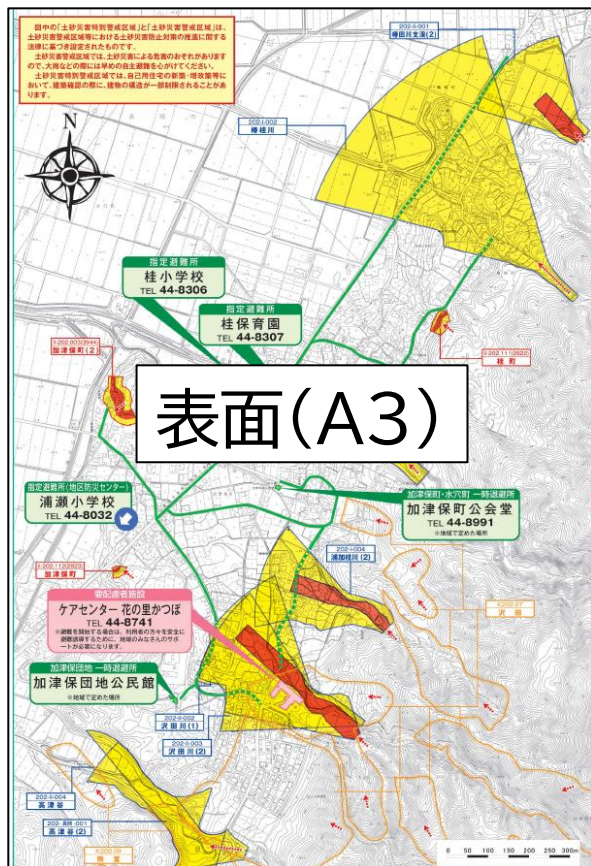
【Jw_cad】文字、白塗の箱枠、旗揚げ線、矢印

令和6年度土砂災害警戒区域の新指定箇所を追加更新するにあたり、より分かりやすく見やすいものへ更新したい。



目指したいイメージ（新潟県長岡市）

図面上に記載する事項については「特記仕様書」を参照のこと。



～土砂災害に備えて～

■ 土砂災害警戒区域や避難場所を確認

土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)
黄色で囲まれた範囲を「土砂災害警戒区域」と呼び、土砂災害が発生した場合、生命または身体に危害が生じるおそれのある区域です。

土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)
赤色で囲まれた範囲を「土砂災害特別警戒区域」と呼び、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、生命又は身体に**著しい危害**が生じるおそれのある区域です。

市役所
盛岡市
災害対策本部

ラジオ

■ 避難情報・気象情報の入手方法

上図参照
高齢者等避難
警戒レベル4
避難指示
警戒レベル5
緊急安全確保*

関係機関
消防団
町内会・自治会等
の自主防災組織

※緊急時の避難指示は、防災行政無線、防災メール、防災アプリなどにより、迅速に伝達されます。

住民

うら面(A3)

全てのマップ共通

※市から提供します(.pptx/.pdf)

■ 前兆現象 (大)
がけ崩れ (急傾斜地崩壊)

土石流の前兆現象

山鳴りがする
うづた土の盛り上がる
雨が降っているのに川の水が少なくなる
川の水が濁り流木が流れる

※市役所 防災課 019-603-8031
※盛岡市公式LINE登録
【お問い合わせ】
盛岡市 防災課 庶務係 直線番
(019-619-8369)
<https://www.city.yorokawa.lg.jp/shimok/1021559/1021510/1021558/1045433.html>

◎ 地震の後は土砂災害に注意
雨だけでなく、地震でも土砂災害は発生します。
地震により地盤がゆるむと、勾配がゆるやかな斜面や渓流でも
わずかな降雨で土砂災害が起きる恐れがあります。

【お問い合わせ】 盛岡市役所 建設部 河川課 (019-613-8431)

盛岡市役所 総務部 危機管理防災課 (019-603-8031)

1つのPDFにまとめて提出